

(報 告)

教職員の働き方改革実行計画について

教職員の働き方改革実行計画について、別紙のとおり報告します。

平成30年3月6日

教育長 橋 本 幸 三

教職員の働き方改革実行計画

平成30年3月6日
京都府教育委員会

はじめに

新しい時代に向けた教育や、複雑化・多様化する課題に的確に対応するためには、学校の組織力を更に高めていくことが喫緊の課題であり、多様な専門性を持つ人材と連携・分担するチーム体制を整備するとともに、教員の多忙化問題に対する更なる業務改善の取組を推進していくことが重要となっています。

このような問題意識の下、京都府教育委員会では、平成28年度新規アクションプランとして、平成28年12月19日に「学校の組織力向上プラン」を策定し、「京都式」チーム学校の推進を施策目標として、学校指導体制の整備と学校現場における教員の「働き方改革」の2つの観点から、6つの重点施策に取り組むこととしたところです。

さらに、平成29年4月26日には、京都府教育庁内に「教職員の働き方改革推進本部」を設置し、京都府教育委員会を挙げて、教職員の働き方改革の実現に向けた総合的な取組を開始しました。

一方、国においては、公立小・中学校の教員の勤務実態が看過できない深刻な事態となっていることを受けて、同年6月22日には、文部科学大臣から中央教育審議会に対して「学校における働き方改革」が諮問され、12月22日には、中央教育審議会において中間まとめが取りまとめられ、これを踏まえ、文部科学省において「学校における働き方改革に関する緊急対策」が決定されました。^{注1}

また、京都府教育委員会が同年10月に府内の公立学校（京都市立学校を除く。）の教員を対象に実施した勤務実態調査により、いわゆる過労死ラインの月80時間以上残業している教員は、全国と比較しても相当に多く、その長時間勤務のは正は一刻の猶予も許されない深刻な状況にあることが明らかとなりました。^{注2}

京都府教育委員会は、こうした国の動きや府内の公立学校の教員の勤務実態も踏まえつつ、教職員の働き方改革の実現に向けた取組方針、改善目標等を示した実行計画を策定し、各府立学校並びに府内の各市町（組合）教育委員会及び各市町（組合）立学校と連携・協働して、教職員の働き方改革の取組を強力に推進します。

なお、この実行計画は、3年を目途に必要な見直しを行うこととします。

注1. 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）」（平成29年12月22日中央教育審議会）。「学校における働き方改革に関する緊急対策」（平成29年12月26日文部科学大臣決定）

注2. 小学校で52%（全国34%）、中学校で72%（全国58%）、高等学校で38%、特別支援学校で31%に及んでいる（平成30年2月6日京都府教育委員会「平成29年度公立学校教員勤務実態調査の集計（速報値）」）。「全国」は、文部科学省「教員勤務実態調査（平成28年度）」の数値。

I. 取組方針

1. 学校運営・指導体制の充実・強化

(1) 学校指導体制の充実・強化

- ・ 学習指導要領改訂等に対応するため、小学校における英語教育推進教員の配置を促進するなど、学校指導体制を充実・強化します。

(2) 学校運営体制の充実・強化

- ・ チームとしての学校を機能させるため、校長の学校運営を補佐する主幹教諭の配置や小中学校における共同学校事務室の設置を促進することにより、校長の学校組織マネジメントに関する機能を強化します。

2. 専門スタッフの配置等の促進

(1) スクールカウンセラー及びまなび・生活アドバイザーの体制拡充

- ・ いじめや不登校など学校が抱える複雑化・多様化する課題に的確に対応するため、スクールカウンセラー及びまなび・生活アドバイザーの配置・派遣による相談・支援体制を拡充します。

(2) スクール・サポート・スタッフ及び部活動指導員の配置促進

- ・ 多忙な教員の授業準備等を補助するスクール・サポート・スタッフ及び部活動の指導、単独での引率等を行う部活動指導員について、学校の実態を踏まえた配置を促進します。

3. 部活動運営の適正化と教員の負担軽減

(1) 京都府としての部活動指針(仮称)の策定

- ・ 国の指針を踏まえて、学校教育の一環として、生徒のバランスのとれた生活や成長へ配慮するため、休養日や活動時間の設定、練習計画の立案等に関する京都府としての部活動指針を策定します。
- ・ 部活動指針の策定に伴い、「運動部活動指導ハンドブック」を改訂します。
- ・ 勝利一辺倒ではなく、多様な活動目的が認められる部活動の在り方を目指し、指導者の意識改革を行うとともに指導方法を確立するため、学校における校内研修を充実します。

(2) 休日行事・大会の精選

- ・ 休日行事・大会の精選に向けて検討するとともに、関係機関・関係団体との協議を進めます。

(3) スキルアップコーチ（部活動指導員・外部指導者）による部活動支援

- ・ 部活動の指導、単独での引率等を行う部活動指導員について、学校の実態を踏まえた配置を促進します。【再掲】
- ・ 従来からの技術指導に重点を置いた外部指導者を必要とする学校もあることから、部活動指導員と外部指導者をスキルアップコーチとして選択できる「京都式」部活動支援を実施します。
- ・ 引き続き、発育発達に応じた医科学的見地からのトレーニング理論を踏まえ、部活動指導者の意識改革を目的としたセミナーや研修を部活動指導員や外部指導者も交えて実施します。

4. 学校業務の更なる改善の推進

(1) 教育委員会が主体となった業務改善の取組

- ・ 学校現場における業務改善を更に推進・強化し、教員の負担軽減を図っていくため、京都府教育委員会と市町(組合)教育委員会が連携・協働し、学校現場における業務改善の取組・教員の負担軽減対策を支援します。
- ・ また、業務改善の取組のフォローアップを徹底するとともに、重点モデル地域（市町(組合)教育委員会）、「京都式チーム学校推進校」等による実践研究で成果を挙げた優れた取組をすべての学校に普及します。

(2) 研修等の重複解消・精選、研究指定の在り方の見直し

- ・ 学校の小規模化等に伴い教員の負担が大きくなっていることから、研修・研究が教員の資質能力の向上を図る上で大変重要であることを踏まえつつ、研修や説明会、会議などの重複解消・精選を図るとともに、研究指定の在り方についての見直しを進めます。

(3) 統合型校務支援システムの導入・ＩＣＴの活用

- ・ 教員の負担軽減を図るため、成績処理等の事務をＩＴ化するための「統合型校務支援システム」の導入・ＩＣＴの活用に向けて検討します。

(4) 学校給食費の公会計化等

- ・ 学校給食費の公会計化を促進する方策や、学校給食費を含む学校徴収金の徴収・管理を学校以外が担う業務とすることなど、これらの業務を教員の業務としないことについて、検討します。

5. 学校組織マネジメント力の更なる向上

(1) 校長の学校組織マネジメント機能の強化

- ・ チームとしての学校を機能させるため、校長の学校運営を補佐する主幹教諭の配置や小中学校における共同学校事務室の設置を促進することにより、校長の学校組織マネジメントに関する機能を強化します。【再掲】
- ・ 事務職員の職務規定が見直されるとともに、共同学校事務室が法令上に位置づけられたことを踏まえ、チーム学校を推進する観点から、副校長・教頭及び教員と事務職員との役割分担の見直しに向けて検討します。
- ・ 多様な専門性を有する職員や外部の関係機関との連携を円滑に進める役割を担う教員（「チーム学校推進担当教員（仮称）」）及び地域との連携・協働の中核を担う教職員（「地域連携担当教職員（仮称）」）の指名を促進します。

(2) 学校組織マネジメントに関する研修内容の見直し

- ・ 校長に対する学校組織マネジメントに関する研修を一層充実します。
- ・ 教員個々の学級経営力や生徒指導力を向上させる視点から研修プログラムを点検し、セルフマネジメントや自己健康管理の観点も意識したものとなるよう、研修内容の組替え等を実施します。
- ・ 事務職員は校長の学校運営を補佐する役割を担うことから、事務職員に対する学校組織マネジメントに関する研修を充実します。
- ・ 新しい時代に対応した学校教育を推進するため、カリキュラム・マネジメントに取り組むための新たな研修を実施します。

(3) 「京都式チーム学校推進校」による実践研究

- ・ 学校支援アドバイザーによる指導・助言を得て「京都式チーム学校推進校」による実践研究を行い、優れた成果をすべての学校に普及します。【再掲】

6. 学校における「勤務時間」を意識した働き方の推進

(1) 学校における出退勤時刻の記録

- ・ すべての府立学校に出退勤時刻記録システムを導入し、教職員の勤務時間を客観的に把握することにより、適正な勤務時間管理に役立てるとともに、長時間勤務の是正等への活用を進めます。
- ・ 府立学校の取組を市町（組合）教育委員会に情報提供することなどにより、教職員の出退勤時刻を客観的に記録できるシステムの市町（組合）立小中学校等への導入を促進します。

(2) 夜間の電話に対する留守番電話の設置等の取組

- ・ 府立学校においては、教員の勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせなどに対応するため、緊急時の連絡に支障がないよう対策を講じた上で、留守番電話やメールによる連絡対応を行う取組について、検討します。
- ・ 夜間の電話に対する取組を先行して実施している市町（組合）教育委員会や府立学校の取組を他の市町（組合）教育委員会に情報提供することにより、夜間の電話に対する適切な取組の検討を促進します。

(3) 教職員の意識改革に向けたキャンペーン等

- ・ 教職員の働き方改革を実現するためには、教職員一人一人の働き方そのものの価値観の転換が必要であることから、キャンペーンを実施するなど、教職員の意識改革に向けた取組を進めます。

7. 学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働の推進

(1) 保護者や地域住民の理解を深めるキャンペーン等

- ・ 教職員の働き方改革に向けた取組を実行していくためには、保護者や地域住民の理解と協力が不可欠であることから、キャンペーンを実施するなど、保護者や地域住民の理解を深めるための取組を進めます。

(2) P T A と連携・協働した働き方改革の取組の具体化

- ・ 教職員の働き方改革に向けた取組を実効あるものとするため、P T A と連携・協働した取組（部活動、夜間の電話等）の具体化を進めます。

(3) 学校と地域が連携・協働した活動への支援

- ・ 地域社会全体で子どもの成長を支えるため、地域学校協働活動や地域未来塾の開設など、学校と地域が連携・協働した活動を支援します。

8. 数値目標の設定による進捗管理

- ・ この実行計画には、府全体の取組目標とすべき評価指標（K P I）を設定し、実行計画に基づく取組の進捗管理を行います。

II. 改善目標

事 項	平成29年度	平成30年度	平成31年度(以降)
◆学校体制の充実・強化			
①学校指導体制	・検討	・順次充実・強化	・順次充実・強化
②学校運営体制	・検討	・順次充実・強化	・順次充実・強化
◆専門スタッフ			
①スクールカウンセラー ・まなび・生活アドバイザー	・順次充実	・順次充実	・順次充実
②サポートスタッフ・部活動指導員	・検討 ・モデル配置	・配置の促進	・配置の充実
◆部活動			
①部活動指針の策定	・検討会議・策定	・ハンドブック改訂	・フォローアップ
②休日行事・大会の精選	・検討着手	・検討会議で検討	・精選
③部活動指導員(再掲)	・モデル配置	・配置の促進	・配置の充実
◆学校業務の改善			
①教育委員会主体の取組	・実行計画の策定 ・フォローアップ ・実践研究	・フォローアップ ・実践研究、普及	・フォローアップ ・実践研究、普及
②研修等の重複解消等	・検討	・見直し	
③支援システム・ICT	・検討着手	・方向性の検討	・普及
④給食費の公会計化等	・検討着手	・検討	・促進
◆学校組織マネジメント			
①校長補佐体制の整備	・調査研究	・調査研究	・共同組織の設置等
②研修内容見直し	・見直しの実施		
③チーム学校推進校	・実践研究、普及	・実践研究、普及	・実践研究、普及
◆「勤務時間」を意識			
①出退勤時刻記録システム	・試行、情報提供	・本格実施、促進	・継続実施
②留守番電話	・検討	・実施に向け協議	・実施
③教職員の意識改革	・キャンペーン等	・キャンペーン等	・キャンペーン等
◆学校・家庭・地域			
①保護者等の理解・協力	・キャンペーン等	・キャンペーン等	・キャンペーン等
②PTAと連携・協働	・検討	・具体化	・継続実施
③学校と地域の連携	・支援	・支援充実	・支援継続

III. 評価指標(K.P.I.)

- 府立学校にあっては、衛生委員会を活用するなどにより更なる業務改善を実施し、3年間で、教員の時間外勤務を20%縮減します。
- 市町(組合)立学校にあっては、重点モデル地域の取組等を参考に、3年間で、教員の時間外勤務を20%縮減します。
- キャンペーンの実施等により教員の意識改革を行い、昼間に勤務する学校にあっては、3年間で、残業したとしても原則午後8時までの退勤を100%達成します。
(非常災害時等による臨時・緊急の場合は除きます。)
- 学校評価と連動した業務改善の点検・評価を行いつつ、毎年度、1校1項目以上業務改善の実施を100%継続します。
- 府の部活動指針（仮称）に基づき各学校における部活動運営方針を策定し、休養日の設定を徹底するなど、部活動の適正化を推進することにより、3年間で、教員の休日における部活動指導を20%縮減します。
- 校長のリーダーシップによる学校組織マネジメントを強化し、業務改善の実施により、3年間で、教員の多忙感や負担感を30%減少させます。
- こうした取組を通じて教員の負担を軽減し、3年間で、教育の質の担保につながる授業準備や教材研究、自己啓発等のための時間を30%増加させます。
- こうした取組を通じて、3年間で、自己の指導力量が高まっていると実感する教員の割合を倍増させます。
- こうした取組を通じて、3年間で、児童生徒の指導が充実していると実感する教員の割合を倍増させます。

○ 年次目標とする指標（平成29年度を基準）

評価指標（ＫＰＩ）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1. 教員の時間外勤務を縮減	10%縮減	15%縮減	20%縮減
2. 原則8時までの退勤	50%達成	80%達成	100%達成
3. 1校1項目以上業務改善を実施	100%実施	100%実施	100%実施
4. 教員の休日の部活動指導を縮減	15%縮減	18%縮減	20%縮減
5. 教員の多忙感・負担感を減少	10%減少	20%減少	30%減少
6. 授業準備、教材研究、自己啓発等のための時間を増加	10%増加	20%増加	30%増加
7. 自己の指導力量が高まっていると実感する教員の割合が増加	1.2倍	1.5倍	倍増
8. 児童生徒の指導が充実していると実感する教員の割合が増加	1.2倍	1.5倍	倍増

教職員の働き方改革実行計画〔概要〕

平成30年3月6日京都府教育委員会策定

はじめに

- 平成29年12月、中央教育審議会の中間まとめを踏まえ、文部科学省において「学校における働き方改革に関する緊急対策」を決定
- 過労死ライン以上残業している教員は全国と比較して多く、長時間勤務の是正は一刻の猶予も許されない深刻な状況(※)
- 京都府教育委員会は、各市町(組合)教育委員会・各学校と連携・協働して、教職員の働き方改革の取組を強力に推進

※ 小学校52%：全国34%、中学校72%：全国58%、高校38%、特別支援学校31%

取組方針

1. 学校運営・指導体制の充実・強化
 - (1) 学校指導体制の充実・強化(英語教育推進教員の配置など)
 - (2) 学校運営体制の充実・強化(主幹教諭の配置、共同学校事務室の設置)
2. 専門スタッフの配置等の促進
 - (1) スクールカウンセラー及びまなび・生活アドバイザーの体制拡充
 - (2) スクール・サポート・スタッフ及び部活動指導員の配置促進
3. 部活動運営の適正化と教員の負担軽減
 - (1) 京都府としての部活動指針(仮称)の策定
 - (2) 休日行事・大会の精選
 - (3) スキルアップコーチ(部活動指導員・外部指導者)による部活動支援
4. 学校業務の更なる改善の推進
 - (1) 教育委員会が主体となった業務改善の取組
 - (2) 研修等の重複解消・精選、研究指定の在り方の見直し
 - (3) 統合型校務支援システムの導入・ICTの活用
 - (4) 学校給食費の公会計化等
5. 学校組織マネジメント力の更なる向上
 - (1) 校長の学校組織マネジメント機能の強化
 - (2) 学校組織マネジメントに関する研修内容の見直し
 - (3) 「京都式チーム学校推進校」による実践研究
6. 学校における「勤務時間」を意識した働き方の推進
 - (1) 学校における出退勤時刻の記録
 - (2) 夜間の電話に対する留守番電話の設置等の取組
 - (3) 教職員の意識改革に向けたキャンペーン等
7. 学校・家庭・地域の役割分担と連携・協働の推進
 - (1) 保護者や地域住民の理解を深めるキャンペーン等
 - (2) PTAと連携・協働した働き方改革の取組の具体化
 - (3) 学校と地域が連携・協働した活動への支援
8. 数値目標の設定による進捗管理

評価指標（ＫＰＩ）

- 府立学校にあっては、衛生委員会を活用するなどにより更なる業務改善を実施し、3年間で、教員の時間外勤務を20%縮減します。
- 市町(組合)立学校にあっては、重点モデル地域の取組等を参考に、3年間で、教員の時間外勤務を20%縮減します。
- キャンペーンの実施等により教員の意識改革を行い、昼間に勤務する学校にあっては、3年間で、残業したとしても原則午後8時までの退勤を100%達成します。（非常災害時等による臨時・緊急の場合は除きます。）
- 学校評価と連動した業務改善の点検・評価を行いつつ、毎年度、1校1項目以上業務改善の実施を100%継続します。
- 府の部活動指針（仮称）に基づき各学校における部活動運営方針を策定し、休養日の設定を徹底するなど、部活動の適正化を推進することにより、3年間で、教員の休日における部活動指導を20%縮減します。
- 校長のリーダーシップによる学校組織マネジメントを強化し、業務改善の実施により、3年間で、教員の多忙感や負担感を30%減少させます。
- こうした取組を通じて教員の負担を軽減し、3年間で、教育の質の担保につながる授業準備や教材研究、自己啓発等のための時間を30%増加させます。
- こうした取組を通じて、3年間で、自己の指導力量が高まっていると実感する教員の割合を倍増させます。
- こうした取組を通じて、3年間で、児童生徒の指導が充実していると実感する教員の割合を倍増させます。

○ 年次目標とする指標（平成29年度を基準）

評価指標（ＫＰＩ）	平成30年度	平成31年度	平成32年度
1. 教員の時間外勤務を縮減	10%縮減	15%縮減	20%縮減
2. 原則8時までの退勤	50%達成	80%達成	100%達成
3. 1校1項目以上業務改善を実施	100%実施	100%実施	100%実施
4. 教員の休日の部活動指導を縮減	15%縮減	18%縮減	20%縮減
5. 教員の多忙感・負担感を減少	10%減少	20%減少	30%減少
6. 授業準備、教材研究、自己啓発等のための時間を増加	10%増加	20%増加	30%増加
7. 自己の指導力量が高まっていると実感する教員の割合が増加	1.2倍	1.5倍	倍増
8. 児童生徒の指導が充実していると実感する教員の割合が増加	1.2倍	1.5倍	倍増